上村和子がこれから取り組むこと

もっと人権行政を！ ～市民の声～

困難を抱える女性支援法の国立版を当事者参画でつくります。

●女性支援新法（困難な問題を抱えた女性に関する法律)ができました。国立市の計画は、当事者を中心におき民間との協働で策定し推進し、全国のモデルとなって欲しいものです。売春防止法から 66 年ぶりにやっと日の目をみた女性福祉を、実のあるものにしたい。
（遠藤良子）

出会い、学べる、人権博物館を当事者参画でつくります。

私のようにしょうがいが重く人権を奪われた人間がどんな生き方を強いられてきたか、実際の出来事をみんなに伝えたい。そのことが知られるように博物館がほしいと思います。差別というものが、どれだけ人を傷つけ泣かしているか…その差別というものを知ってほしいからです。多くの人が差別というものを知って自分のやっていることを振り返ってほしいからです。（三井絹子）

子どもの権利条約を反映したこども基本条例をつくります。

子どもが権利の主体であるという「国連子どもの権利条約」の理念に基づいた「子ども条例」が必要です。すでに様々な人権条例が作られてきましたが、いよいよ子どもの番です。子どもが安心して自分を出せる環境を！（佐藤多香子）／朝鮮学校に通うこどもたちは長年差別されてきました。けれども自分のルーツの言語や文化を学ぶことは、誰にも認められなければなりません。こどもを主体とし、すべてのこどもを対象とするこども基本条例を作ってください。（猪俣京子）

公民館の直営・無料・無差別を守り、発展させます。

自由と平和、民主主義を破壊させないために、いまほど学習が必要な時があったでしょうか。学習によって、よいまち、よい社会をつくりたい。私たちの学習権が保障されるために、公民館の直営、無料、無差別は必須条件です。（田島すみ子）

ジェンダー平等条例、人権・平和・多様性条例を推進します。

国会議員・秘書官の差別発言によりメディアで多く取り上げられるようになりましたが、根本的な問題が議論されていません。それは【人権問題】であるという事です。何も特別な事は望んでいません。愛する人と家族になり、安心して暮らしたいだけなのです。(悦子)

年をとっても住み続けられる、居住福祉とバリアフリーのあるまちをつくります。

「住いは人権」です。超高齢社会に入る中で高齢者の単身世帯や二人世帯も増加。安心して暮らしていける住いに関する相談支援窓口をつくり、社会生活を可能とする移動の保障、公共施設のバリアフリー化を進めます。（上村）

化学物質・低周波過敏、香害など、新しい公害に取り組みます。

私は隣家の業務用冷蔵庫の運転音により、圧迫感や不眠などで苦しんでいますが、低周波音は全ての人が聞こえる音ではないので、気のせいや心の病気と言われることもあります。市にはその他、香害や化学物質などあまり認知されていない問題の啓発や対策に取り組んでいただきたいです。
（富士見台在住　K）

働く人を守る公契約条例をつくります。

私がしてきたごみ清掃の仕事は市民とまちを守る大切な仕事で、本来公務員としてやるべき仕事です。残念ながら市では他の現業も含めて民間委託されています。せめて安心して働ける待遇や安全対策を保証する「公契約条例」を作るべきです。(押田五郎)

憲法にもとづきすべての市民の日常と平和を守ります。

地方自治に憲法の精神を活かそう！
国家（政権与党）が憲法を蔑ろにして、市民の生存権を踏みにじり、戦争へ突き進もうとしても、最後の砦として地域は国策に抗い、国を越えてアジアと連帯したい。（龍野瑶子）

違いが尊重され、共に育つ、フルインクルーシブ教育を実現します。

学校の枠にあてはめて「右にならえ」の教育は終わりました。Diversity and Inclusion 。一人ひとりの違いを、個性を、認め合い、対話を通じて共にぶつかりあって生きていく。大空小学校のたった一つの約束は「人の嫌がることをしない」ということ。人間を大切にする、自分と隣の人を大切にする。そういうみんなの学校を造ることが social inclusion の地域をつくります。（澤田宏子）

介護を国立のブランドにします。

介護とは、家族、ボランティアや資格のある人だけがする「特別なこと」ではなく、「共に生きる」ということ。介護ができる人はだれでも介護が担えて、自分が介護されるようになった時も、ふつうに、地域で生き生きと暮らし続けられる国立市にしたい。当事者に寄り添った障害者地域参加型介護サポート事業の拡大を。
（小林寿江）

大きな木の樹冠被覆・水・農地を守り、生ごみの堆肥化等に取り組みます。

「人権」は憲法 97 条で、誰も侵せない永久の権利とされています。その根拠は、誰もがかけがえのない命を与えられているからです。その命は、自然の中の生きものの命をもらって存続しています。存立基盤である自然への敬意を見失って、私たちの人権はあり得ないのです。（明峯惇子）